

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20210827	有限会社西部トモエ交通(法人番号6250002005025) 代表者古賀憲男	山口県宇部市明神町3丁目7番23号	本社営業所	山口県宇部市明神町3丁目7番23号	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和2年10月13日及び令和3年3月12日、酒気帯び運転による事故を端緒として監査実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	1	1